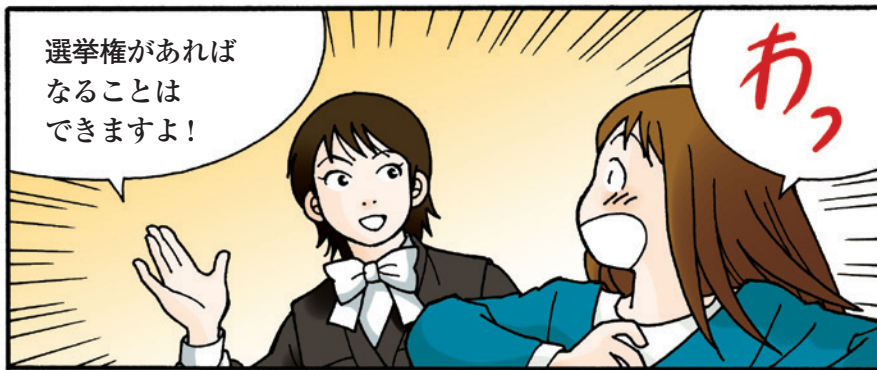


Q4 裁判員になれないのは、 どのような人ですか？



A4 次のような方は裁判員になることが できません。

- 欠格事由のある人＝一般的に裁判員になることができない人
 - ・国家公務員法38条の規定に該当する人(国家公務員になる資格のない人)
 - ・義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識を有する人は除く)
 - ・禁錮以上の刑に処せられた人
 - ・心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人
 - 就職禁止事由のある人＝裁判員の職務に就くことができない人
 - ・国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
 - ・司法関係者(裁判官、検察官、弁護士など)
 - ・大学の法律学の教授、准教授
 - ・都道府県知事及び市町村長(特別区長を含む)
 - ・自衛官、警察官
 - ・禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない人
 - ・逮捕又は勾留されている人
- など
- 事件に関連する不適格事由のある人
 - ＝その事件について裁判員になることができない人
 - ・審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人など
 - ・審理する事件について、証人又は鑑定人になった人、被告人の代理人、弁護人等、検察官又は司法警察職員として職務を行った人など
 - その他の不適格事由のある人
 - その他、裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人



裁判員に
選ばれるまで